

## 第1章 特定重要物資の安定供給確保の基本的な方向に関する事項

### 第4節 国、民間事業者等の関係者の相互の連携協力

特定重要物資のサプライチェーンは、特定重要物資等の供給を行う事業者、特定重要物資の供給を受ける事業者のみならず、これらの事業者と取引関係にある他の事業者、金融機関、投資家、専門的知見を有する者等の幅広い関係者の存在の上で成り立っていることを踏まえ、国、民間事業者等の関係者は、法第8条の2第1項の規定に基づき、特定重要物資等の安定供給確保のためにこれまで以上に緊密な連携協力を図るよう努めるものとする。

具体的には、例えば、安定供給確保に影響を及ぼし得る事項について情報を得た際に、関係者に対して適時適切に情報共有する、あるいは、長期的な物資の供給安定性及び事業の持続性を考慮した対応を検討する等、特定重要物資等の安定供給確保に寄与する関係者間の連携協力が図られることが期待される。また、例えば、特定重要物資等の需給がひっ迫した場合において、特定重要物資等の供給を行う事業者による平時を上回る供給や供給の相手方・用途等に係る必要な調整、あるいは、特定重要物資等の供給を受ける事業者における当該特定重要物資等への依存の低減や供給源の多様化等により、関係者が連携・協力し、特定重要物資等の需給の安定を図っていくことが重要である。

また、国は、法第8条の2第2項の規定に基づき、民間事業者等による特定重要物資等の安定供給確保のための相互の連携協力が円滑に実施されるよう、サプライチェーン上のリスク、脅威等に関わる情報の民間事業者等への共有、物資の調達時における安定供給確保に資する行動に対するインセンティブの付与等、環境整備に努めるものとする。